

泡消火設備を所有されている事業者の皆様へ

泡消火薬剤に ^{ピ-フオス}PFOS、^{ピ-フオア}PFOA が含まれていないか 確認をお願いします

- ◆ PFOSとPFOAは、水質汚濁防止法に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」(指定物質)です(令和5年2月に追加)。
- ◆ 指定物質を貯蔵や使用等する施設は、事故が発生した場合の応急の措置や事故状況等の届出が義務付けられています。

<PFOS,PFOA含有の有無の確認方法>

- ・消火剤の製造メーカーまたは保守管理をされている消防設備業者に問い合わせるか、一般社団法人日本消防装置工業会のホームページ(<http://shosoko.or.jp/>)でご確認ください。
- ・消火器については、一般社団法人日本消火器工業会のホームページ(<https://www.jfema.or.jp/>)でご確認ください。

PFOS,PFOA含有泡消火薬剤を使用、流出したときは

- ✓ 設備の破損その他の事故により、PFOS,PFOAを含む排水が河川等に排出または地下に浸透したときは、直ちに応急の措置を講じ、措置の概要を県・市に届出をお願いします。
- ✓ 消火活動で使用した場合は、措置の対象外ですが、環境中への排出の実態を把握する観点から、県・市に情報提供いただくようご協力をお願いします。

PFOS,PFOA含有泡消火薬剤を処理するときは

- ✓ 廃棄物処理法に基づき、適正に処理することが必要です。
詳しくは、環境省リーフレットをご確認ください。
環境省HP(リーフレット) <https://www.env.go.jp/content/900410399.pdf>

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とは

- 水や油をはじき、熱に強く、化学的に安定していることから、金属メッキ処理剤や泡消火薬剤などに使われてきました。
- しかし、環境中で分解されにくく、蓄積されやすいことから、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
- PFOSは2010年、PFOAは2021年に製造・輸入等が原則禁止されていますが、規制前に製造されたものにはPFOS、PFOAを含有するものがあります。

	お問合せ先	使用、流出に関すること	廃棄に関すること
東部	鳥取市環境局 環境保全課	TEL 0857-30-8094	TEL 0857-30-8092
中部	鳥取県中部環境建築局 環境・循環推進課	TEL 0858-23-3279	TEL 0858-23-3148
西部	鳥取県西部環境建築局 環境・循環推進課	TEL 0859-31-9350	TEL 0859-31-9351
全般	鳥取県生活環境部自然共生社会局	水環境保全課 TEL 0857-26-7870	循環型社会推進課 TEL 0857-26-7681

※その他の「消火設備」に関することは、お近くの消防局にお問い合わせください。